

令和8年度

第1回草津市男女共同参画審議会 会議録（概要）

■日時：令和8年7月21日（火）14時00分～16時00分

■場所：キラリエ草津3階 303会議室

■出席委員

今里佳奈子委員（会長）、植村正雄委員（副会長）、宇野彰一委員、小椋章嗣委員、北島朋弥委員、窪田明裕委員、斎藤真緒委員、重原文江委員、田原菜々子委員、中睦委員、中西さおり委員、西川貴子委員

■欠席委員：嶋田範子委員、玉置泰弘委員、畑二郎委員

■事務局：岸本部長、松永総括副部長、徳地所長、小西係長、松川主事

■傍聴者：0名

1. 開会

開会、会議の成立の報告、公開とすることの報告

【岸本部長挨拶】

委員の皆様におかれましては、本審議会に委員をお引き受けくださり、また大変お忙しい中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、国において先月決定された「女性版骨太の方針2026」では、今年の3月に閣議決定された「第6次男女共同参画基本計画」に基づく取組を強力に推進することとされ、「健康」・「成長戦略分野」・「地域」の3つの重点分野について取組を強化するとともに、これらの取組を進める前提として、安全・安心が確保できる社会の実現に向け取り組むこと、全ての意思決定に女性が参画することを基本とすることとされました。

本市におきましては、昨年度、本審議会でも御審議いただき、「第4次草津市男女共同参画推進計画後期計画」を策定いたしました。「誰もが喜びと責任を分かち合う協働のまち草津」の実現をめざし、取組を進めてまいりたいと考えております。

昨年度、本審議会において様々な御意見をいただき、公共トイレ等へのDV相談窓口シールの掲示、駅頭啓発、女性向けIT講座の開催等、少しずつ新たな取組を進めております。今年度は、5年に1度の町内会における男女共同参画に関するアンケート調査を実施する年でございます。アンケートを通じて、現状や背景を明らかにすることはもちろん、男女共同参画の啓発として、幅広い世代や多様な立場の人の参画を促し、地域力の向上に寄与する

よう取り組んでまいりたいと考えております。市民、事業者、各種団体、教育にかかわる方々と協働しながら、男女共同参画の取組をさらに進めてまいりますので、引き続きの皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

本日の審議会では、男女共同参画推進計画における各目標の進捗状況の報告とともに、後期計画の初年度である、今年度の実施計画等につきまして説明をさせていただきますので、委員の皆様には積極的な御意見を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

2. 委員自己紹介、事務局紹介

3. 会長および副会長の選任について

会場より事務局提案求める声あり。

事務局が今里委員を委員長に、植村委員を副委員長に推薦。一同了承。

会長に今里佳奈子委員、副会長に植村正雄委員が選出される。

4. 議事

【会長】

それでは、議事に入りますので、本日も皆様活発な御意見をよろしくお願いいたします。

では、早速ですが、議題1：第4次草津市男女共同参画推進計画の進捗状況等について、事務局から資料1、資料2の説明をお願いします。

【事務局】

第4次草津市男女共同参画推進計画の進捗状況等について

資料1：第4次男女共同参画推進計画 数値目標における令和7年度の進捗状況

資料2：令和7年度草津市審議会等における女性委員の参画状況

を用いて説明。

【会長】

ただいまの事務局からの説明について、今回は、効果的な会議運営を図るため、事務局から御質問の事前提出のお願いがありました。はじめに、事前に委員の皆様から提出のあった御質問について、事務局から回答をお願いします。

【事務局】

事前質問につきまして、回答いたします。

資料１、２ページ、項目１２・１３について、「乳がん、子宮頸がんの受診率の推移ですが、ほぼ横ばいになっている。継続して取組をすすめる必要があるとなっていますが、今までの取組では、響かないことがわかったので、新たな取り組みを行う必要があると思います。」との質問でございます。

担当の健康増進課から、「御指摘のとおり、受診率はほぼ横ばい傾向であることから、今までの取り組みを否定することなく、継続しつつ、新たな方法の検討をしていく必要はあると考えています。子宮頸がんは２０代から４０代、乳がんは、４０代から６０代の罹患率が高いです。令和７年度におきまして、その年代が受診行動を起こしやすいよう、集団けん診の予約枠やweb予約の拡大等による受診しやすい環境づくり、ナッジ理論を活用した個別勧奨・再勧奨通知、子宮頸がん及び乳がん検診の無料クーポン券の送付等を行いました。今後、罹患率の高い年代に対しての周知・啓発を強化する等、引き続き受診率の向上に向けた検討を行ってまいります。」との回答でございます。

【会長】

では、他に御質問や御意見はございませんか。

【委員】

資料１項目１７ 開催回数について、令和７年度目標値は１０回とありますが、令和７年度実績９回にとどまっている理由はあるのでしょうか。

【事務局】

男女共同参画センター独自や他団体との共催により講座を開催した結果、９回の実績となりました。

【委員】

資料１項目９ DV相談件数が令和６年度と令和７年度を比較すると、４倍になっている要因を教えてください。相談が増えることが良いのか、どのように考えたら良いのでしょうか。

【事務局】

DV相談が増えた要因は、広報くさつ、講座等で周知を行ったことが考えられます。昨年度審議会でご意見いただき、駅のトイレ等にDV相談窓口のシールを掲示し、周知しております。

相談件数が増えることが良いのかについては、項目１０ 男女共同参画センターの「女性の総合相談窓口」を知っている人の割合が令和６年度２１．２％と市民にあまり知られていないことから、もっと知っていただくまでは周知を行い、相談件数を延ばしていく必要がある

と考えています。

【委員】

DV相談は女性だけなのでしょうか。男性もであれば、男女比を教えてください。

【事務局】

男性ともに受けています。DV件数の男女比については資料を持ち合わせておりませんが、全体の相談件数339件のうち、男性は20件です。

【会長】

啓発等で認知度は上がってきたが、まだ相談件数を増やしていく段階です。その後、減少していくと良いということです。

【委員】

DV相談は、継続的に関わる必要があると思います。そのような案件が増えていくと、市側の受け入れ体制を整えていく必要があると思うが、対応はされているのでしょうか。

【事務局】

相談は、継続的に支援が必要な方が増加傾向にあります。DVを例にすると、本人から一報があった場合、18歳未満のお子様がいると、こども側からの支援として家庭児童相談室につながります。各窓口から入ってきた相談については、市全体で横断的、総合的に相談支援をするよう体制を取っています。

当センターの体制については、相談員が1名のため、他職員が支援につないでいく複層的な支援で対応しています。今後も増加傾向にあれば、どのようにするかは検討していく必要があると考えております。

【会長】

相談件数が増え、相談窓口が身近なものになっていくのは嬉しいことですが、相談員が1名で複層的につないでいくなかで、支援の受け入れ体制を今後も進めていただきたいです。

【委員】

資料1項目9について、339件とありますが、延べ人数でしょうか。

相談窓口の認知度の話をするのであれば、件数と同時に実人数が大事だと思いますが、データはありますか。

【事務局】

延べ人数です。実人数のデータはありません。匿名の方もいるので、正確な実人数を把握することは難しいですが、大体の数は把握することは出来るので、今後検討したいと思います。

【委員】

資料1 項目7について、「滋賀県女性活躍推進企業に認定（一つ星以上）されている市内事業所の数」は、企業にあまりメリットはないが継続的に数が増えているのは、広め方が良いと思います。どのように広めているのでしょうか。

【事務局】

事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員による事業所訪問の際、市内事業所に対し、滋賀県女性活躍推進企業認証制度についての啓発を実施しました。増減理由にあるように、県HPでのPRや建設工事の入札参加資格審査でのポイント加算等があるので、建設工事に関する企業の登録が多いと考えます。

【委員】

建設工事のような女性が少ない企業を対象とした制度でしょうか。

【事務局】

認証にあたり、男性・女性の育休取得率や育児のための短時間勤務制度、フレックスタイム制度を取っているか等の項目があり、建設工事の企業に限ったものではありません。

【会長】

資料1 項目8の待機児童数について、令和7年度48人とありますが、一時的なものでしょうか。これから増えていくのでしょうか。また、対応はどうされるのでしょうか。

【事務局】

未就学前人口は減少傾向にありますが、就業希望者は予測を上回って増加しています。待機児童が発生していることから早めに保活を行う保護者が多いと考えられ、低年齢児の申込が増加し、保育の需要が高まり、今後の予測が難しい状況です。

対策として、小規模保育所を整備し、令和8年度の待機児童は10名となりました。今後、公立施設を活かしながら、3歳児の受け入れをしていきたいと考えております。

【委員】

資料2について、男女比率が60%以上偏らないことが大事ですが、80%等の審議会が

あります。番号43、92の審議会については今年度女性が増え、改善されていますが、偏り過ぎている傾向があり、対策していただければと思います。

【事務局】

一つ一つの審議会を見ると、大きく偏っている審議会があります。例えば、委員定数が3名の審議会は、任期ごとに女性委員の人数が1名、2名と交互になるよう、過去からの平均で意識することも大事だと庁内には周知しております。また、団体そのものに、女性の参画が少ない構造も見受けられるため、計画においては平均して50%を目標としておりますが、今後、一つ一つの審議会をみていくという視点を検討していく必要があると考えています。

また、男女ともに委員総数の4割以上を達成できない場合は、委嘱決裁時に今後の改善策を記入いただき、男女共同参画センターから改善策に対するコメントを記載しています。そして、委嘱の約6か月前に男女共同参画センターから所属長宛に前回改善策の対応について依頼を行い、2～3か月前に電話にて状況を確認しています。

【会長】

それでは、資料3、資料4について事務局からお願いします。

【事務局】

資料3：第4次男女共同参画推進計画における各施策の令和7年度の実施状況および令和8年度計画

資料4：草津市特定事業主行動計画（女性活躍推進法および次世代育成推進法）の進捗状況について
を用いて説明。

【会長】

ただいまの事務局からの説明について、事前に委員の皆様から提出のあった御質問について、事務局から回答をお願いします。

【事務局】

事前質問につきまして、回答いたします。

資料3、3ページ、項目9について、「看護師等がタクシーで迎えに行くサービス始めたとのことですが、現在までの実績を教えてください。どうしても直前の申し込みになると思われそうですが、どのように対応されているのでしょうか。具体的な手続きについて教えてください。」との質問でございます。

担当のこども若者政策課から、「令和7年3月末で閉室した施設での実績ではありますが、

令和6年度で年間22件の利用がありました。令和8年1月から開室した施設でも同様の送迎サービスを実施していますが、まだ開室して半年程度の施設ではありますので、利用実績は現状ございません。

対応方法について、草津市の病児保育事業は、医療機関に委託して実施しています。国が定める病児保育室の配置基準を遵守しつつ、医療機関内で連携して対応していただいています。具体的な送迎サービスの手続きは、当日9時～12時に対応する病児保育室へ直接電話で申し込みます。看護師等がタクシーで園や学校へお迎えに行き、提携クリニックの受診を経て病児保育室にて預かります。」との回答でございます。

次に、資料3、5ページ、項目12について、「高齢者や生活困窮者等と異なり、こどもや若者が自ら、自分のおかれている状況に問題があると認識し、積極的に相談してくるとは考えにくのですが、どのようにして、「相談者」の掘り起こしをされるのか、相談の端緒はどのように設定されているのでしょうか。」との質問でございます。

担当のこども家庭若者課から、「こどもや若者に関わる家族や周囲の関係者が、こども・若者の困りごとに気づき、相談につながるよう市ホームページやこども・若者の居場所ポータルサイト、チラシ等の啓発媒体を作成するとともに、市職員が小学校・中学校・高校を訪問して直接対象者と関わる教職員に対して周知・啓発を行っています。

なお、令和7年度の実績では、新規相談は本人よりも家族からの相談が多い状況ですが、継続相談となると家族よりも本人からの相談が増加しています。このことから当初は家族や周囲の関係者による相談であっても徐々に本人相談へと形を変えている例もあり、家族や周囲の関係者がこども・若者総合相談窓口につながることで本人支援につながっていると考えております。」との回答でございます。

次に、資料4、1ページについて、「男性職員の離職割合と比べてどうなのか。また、離職理由はわかりますか。」との質問でございます。

担当の職員課から、「男性職員の離職割合は16.7%であり、女性職員（23.3%）よりも低いものの、性別にかかわらず若手職員の離職は近年増加傾向にあります。

男性職員の離職理由については、より良い処遇を求める職員や、キャリアアップを求めて転職する職員が多い傾向にあります。」との回答でございます。

【会長】

では、他に御質問や御意見はございませんか。

【委員】

DVの根本的解決のため、加害者向けプログラムの実施があればと思います。暴力を振るわずに家族とコミュニケーションを取る方法、夫婦間だけでなく、こどもとの関わり、家族のなかで暴力を介しないコミュニケーションや距離の取り方など、幅広く学ぶような講座があればと思います。

【事務局】

夫婦、男女間については、令和7年度はアサーティブコミュニケーション講座を実施しました。親子については実施しておりませんが、こども若者計画等のなかで、子育てをする者への啓発はあると考えますので、連携を取りながら、取り組んでいけたらと考えます。

加害者プログラムについて、市だけでの対応は難しいと思うので、県に要望等していきながら対応していきたいと考えます。

【委員】

資料4「育児休業を取得する男性職員の割合」について、草津市職員が対象でしょうか。経年の出生数は分かりますか。民間では40%の取得率があれば良い方なので、草津市はこどもを産みやすい環境なのかと思いました。

【事務局】

草津市職員が対象です。各年は分かりませんが、平成26年度27人、令和2年度16人、令和7年度25人でした。

本市役所は、他事業所と比べて制度が充実しており、多いと聞いています。

「配偶者出産休暇、育児参加のための休暇のいずれかを取得する男性職員の割合」について、昨年度「制度がある以上、その制度を使うのが基本」と御意見をいただき、職員課は100%を目指し取り組み、76.0%となりました。取得していない職員について後追いをしたところ、制度は知っているが、最終的に有給休暇を取得することとなったということです。職員課へは、徹底するよう依頼しているところです。

【委員】

民間は人手不足で休みたくても休めないところがあり、取りやすい環境を作っていく必要があります。

【会長】

男性は、取得率は上がってきても取得期間は短いことがあると思います。資料4「育児休業を取得する男性職員の割合」72.0%は2週間以上取られた方でしょうか。

【事務局】

最近の傾向として、男性も1か月単位で取得する職員が多いです。欠員対応として代替職員の任用をしますが、1か月程度の期間であれば、募集をかけても応募がなく、代替職員が来てくれないことが多いです。残された職員に対しての制度として、育児休業等を取得した職員の担当業務をサポートした職員に対する手当を導入しております。

【委員】

先日、育児休業等を取得した職員の担当業務をサポートした職員に対して、全員ではなく4人まで手当が出ると聞きました。

【事務局】

他市町の情報を確認しながら、導入しております。

【委員】

DV相談に関して、手は出さないが無視する等、モラハラによる相談が多いです。

目に見える暴力は、本人も違法性を認識できますが、言葉による暴力は、何が悪いのか分からない、終始一貫自分の正当性を主張する方もいます。そういう方への研修、実際、そのような方は来ないと思いますが、どのように周知していくのか、市として何か考えていますか。

【事務局】

市民に対しての周知については、人権啓発の観点からの取り組みにとどまっております。

市内事業所に対しては、事業所訪問の際に啓発を行っています。

職員に対しては、ハラスメントの予防として研修の充実に取り組んでおります。所属長は必ず研修を受講するように、今年度は研修を受講しなかった場合は報告書を提出するようにしております。ハラスメント相談窓口体制については、相談につながった後、相談員がしっかり対応できるよう、相談員に対する研修も充実させる取り組みを始めました。

【委員】

モラハラについて、大人に対しての啓発は難しいと思います。こどもの頃からの教育、地域、家庭で、絶えず伝えていかなければいけません。市民向けなど、設けていただけると有難いです。

後期計画では、教育現場での男女共同参画について取り組んでいくことが書かれていますが、学校での取り組みはいかがでしょうか。

【委員】

私が所属した職場での話であり、組織全体の話ではないですが、小さい頃からそのような意識や感覚を育むことは大事であり、相手を尊重することを学習する機会を設けています。全ての教育活動の中で、仲間と協力して過ごすためのコミュニケーションについて、こども達が考えながら過ごせるよう取り組んでいます。また、家庭内での親子のコミュニケーションによる育ちもあるため、学校現場では、「家庭ではこうかもしれないが、こうした考え方もある」と、社会に出る準備の場として、そのような学習を積み上げていくことが必要と考

えながら取り組んでいます。

また、保護者にも学習内容を発信し、啓発につなげていきたいと考えています。就学前施設や中学校においても実施されていると思います。

【委員】

SATOCOは10年以上経ちますが、当初、校長、教頭、養護教諭を中心にSATOCOについて研修をしました。学校の先生がSATOCOを知らず、こどもに何かあったときに相談先が分からないという状況でありましたが、今では、こどもに何かあったときに先生から相談が寄せられるようになりました。ルートを知っておくことが大事だと考えます。

資料3項目17 学校教育課の取組内容について、後期計画では「性暴力」、「正しい知識を広めるため」という言葉が追加されています。その意図を教えてください。

【事務局】

令和7年度後期計画策定の際、教職員によるこどもの盗撮等の事件があり、教職員も学び、性暴力についての知識を得たり、資質向上となるよう追加しました。

【会長】

後期計画では、新たな取り組みに向かって進んでいます。

こども達など、被害に遭っている方が被害に遭っていると気が付かない、加害者の方が加害と気が付かないことがあり、広報や啓発等、少しずつの積み重ねでアウトリーチ出来るものが必要と思います。

【委員】

資料4について、女性活躍推進となると育児に傾斜しがちですが、男女が共同で責任を負っていくためには、固定的な基礎データとして介護離職のデータがあった方が良いと思います。データがあれば教えてください。

【事務局】

介護離職について、令和6、7年度は介護を理由に離職された方はいません。

令和7年度は、介護休業取得2名、介護時間休業1名、短期介護休暇24名でした。男女の割合は、ほぼ同じで1、2件男性が多いです。

【委員】

介護離職は増えています。働きながら介護を行う方の割合は、公務員も含めて増えていきます。介護は先が見通せないため、介護休暇は取得しにくく、一時間単位で休暇を取れるものが有効です。柔軟な働き方がどれくらい浸透しているか分かると良いと思いました。高齢

化率も高くなっているので、草津市は今後ダブルケアラーが増えて行くと思います。それを意識した取り組み、啓発が大事だと考えます。

【事務局】

「育児・介護休業法」とあるように、育児に目がいきがちですが、介護についてもしっかり周知を図ってまいります。

【委員】

育児や介護に対して、1時間単位で有給休暇が取ることができれば、ある程度対応でき、しんどくなったときに介護休暇等を取得することができると思います。

弊社の場合、有給休暇を使い切ったときは、失効の有給休暇を戻す取り組みもしています。辞めなくて済む制度を考えても良いと思います。

【事務局】

小学生までのこどもが居る場合、子の看護等休暇が5日あり、授業参観等でも利用することができます。また、介護時間休業は1日2時間以内で取得できるため、有給休暇だけでなく、柔軟に使ってもらえるよう周知を図っていきたいと考えます。

【委員】

民間企業も育児支援には手厚い対応をしていますが、介護支援にはまだ十分ではありません。公的機関が取り組むことで、民間企業も動きやすくなります。上手く連鎖していけば働きながら育児や介護が出来る環境となりますので、引き続きお願いします。

【会長】

介護休暇等の取得については男女同人数くらいで取得されていますが、何かあると女性となりがちなので、啓発も必要かと思います。

他に何かございませんか。全体についてでも結構です。

【副会長】

介護について、企業でも問題となっていますが、なかなか改善されません。なぜ改善されないのか、男女共同参画の役割としてデータ等で追及していく必要があると考えます。

資料1項目7「滋賀県女性活躍推進企業認証制度」について、企業がこの認証を取得することで、その企業へ就職を希望する女性が増えることもあり、取得する有益性はあります。しかし、認定企業で不祥事が発生したことにより、この制度の信頼性が揺らいでいます。

資料2について、「女性委員比率が改善できない審議会が固定化している」ことを理由に放置して良いのか気になります。固定化している審議会を改善すると、女性比率は5%以

上改善すると考えます。しかし、番号19「草津市同和教育推進協議会」は総数が多いため、この数値を反映すると全体の数値はあまり変わらなくなります。固定化している審議会の改善を強化することは出来ないのか、難しい場合は別の方向性での対応を検討していく必要があると考えます。

【会長】

本審議会は、進捗状況や制度説明等から、実生活や職場での問題点や疑問点等について活発な議論が行われ、それらを取り組みに活かしていくことが特徴と考えております。事務局でも十分検討いただきますよう、お願いします。

それでは、本日の議題については以上でございますので、事務局にお返しします。

【事務局】

御審議ありがとうございました。

今年度の審議会の開催予定でございますが、来年2月頃に第2回を開催させていただきたいと考えております。詳細については、また時期が近づいてきたら御連絡させていただく予定でございますので、御承知いただきますようお願いいたします。

それでは、本日は長時間にわたり御審議賜りありがとうございました。これにて審議会は終了させていただきます。ありがとうございました。